明示項目	明 示 事 項	条件及び内容						
工程関係	□ 別途工事との工程調整が必要あり	□ 調整項目 (□ 資材等の流用 □ 仮設及び工事用道路等の調整 □ 建設機械等の調整						
	(別途工事名:	□ 施工順序の調整 □ その他 () □ 別途協議)						
	☑施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	✓ 制限する工種名 (全工種) 施工時期及び施工時間 (8:30~17:00)施工方法 ()						
	□ 他機関との協議が未完了	□ 協議が必要な機関名 () 協議完了見込み時期 ()						
	□ 占用物件との工程調整の必要あり	□□ 占用物件名(□ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ その他())						
	□ 余裕期間設定工事	□ 発注者指定方式						
	27/11/3/14/02/22 7	本工事は余裕期間を設定する工事である。本工事の着手日は令和 年 月 日とする。余裕期間は契約締結日から工事着手日の前日までとする。なお、共通仕様書に規定する工期とは、本工事においては余裕期間を含んだ期間を指す。						
	□ 任意着手方式							
		本工事は余裕期間を設定する工事である。受注者は、落札決定日の翌日から起算して3日以内に令和 年 月 日(工事着手期限日)までの期間内で工事着手日を決定し発注機関に通知することとし、本工事の着手日はその日とする。ただし、一度通知した着手日を変更することは認めない。また、休日(三重県の休日を定める条例第1条に規定する休日)を着手日に設定すること、及び設定した着手日により工期末が休日となる設定は認めない。余裕期間は契約締結日から工事着手日の前日までとする。なお、共通仕様書に規定する工期とは、本工事においては余裕期間を含んだ期間を指す。						
		余裕期間設定工事については以下によるものとする。 ・ 建設業退職金共済制度掛金収納書の提出については、三重県公共工事共通仕様書によらず工事着手日までに提出するものとする。 ・ 本工事は、余裕期間を設定した工事であり、主任(監理)技術者の配置は工事着手日とする。受注者は、契約時に現場代理人等選任通知書に記載した技術者を工事着手日に配置しなければならない。工事着手日に配置できず、余裕期間設定工事試行要領第7条第1項により技術者の変更が認められない場合は、工事続行不能届を提出しなければならない。						
	□ その他()	□ その他()						
用地関係	□ 用地補償物件の未処理箇所あり	□ 未処理箇所 (□ 別添図等 □ No. ~No. □ 別途協議)						
用地関係	□用地補償物件の未処理箇所あり	□ 未処理箇所 (□ 別添図等 □ No. ~No. □ 別途協議) □ 完了見込み時期 (□ 令和 年 月頃 □ 別途協議)						
用地関係	□ 用地補償物件の未処理箇所あり □ 仮設ヤードの有無							
用地関係		□ 完了見込み時期(□ 令和 年 月頃 □ 別途協議)						
用地関係		□ 完了見込み時期 (□ 令和 年 月頃 □ 別途協議) □ 仮設ヤード (□ 官有地 □ 民有地 □ その他 () □ 別途協議)						
用地関係		□ 完了見込み時期 (□ 令和 年 月頃 □ 別途協議) □ 仮設ヤード (□ 官有地 □ 民有地 □ その他 () □ 別途協議) □ 仮設ヤード使用期間 ()						
用地関係		□ 完了見込み時期(□ 令和 年 月頃 □ 別途協議) □ 仮設ヤード(□ 官有地 □ 民有地 □ その他() □ 別途協議) □ 仮設ヤード使用期間() □ 仮設ヤードからの運搬距離(L= km)						
用地関係	□仮設ヤードの有無	□ 完了見込み時期(□ 令和 年 月頃 □ 別途協議) □ 仮設ヤード(□ 官有地 □ 民有地 □ その他() □ 別途協議) □ 仮設ヤード使用期間() □ 仮設ヤードからの運搬距離(L= km) □ 使用条件・復旧方法()						
	□仮設ヤードの有無	□ 完了見込み時期(□ 令和 年 月頃 □ 別途協議) □ 仮設ヤード(□ 官有地 □ 民有地 □ その他()						
	□ 仮設ヤードの有無 □ その他 () □ 施工方法の制限あり	□ 完了見込み時期(□ 令和 年 月頃 □ 別途協議) □ 仮設ヤード(□ 官有地 □ 民有地 □ その他() □ 別途協議) □ 仮設ヤード使用期間() □ 仮設ヤードからの運搬距離(L= km) 使用条件・復旧方法() □ その他() □ その他() □ 帯限項目 (□ 騒音 □ 振動 □ 水質 □ 粉じん □ 排出ガス □ その他() □ 別途協議) □ 施工方法等(□ 指定工法名() □ その他() □ 別途協議) □ 施工時期 ()						
	□ 仮設ヤードの有無	□ 完了見込み時期(□ 令和 年 月頃 □ 別途協議) □ 仮設ヤード(□ 官有地 □ 民有地 □ その他() □ 別途協議) □ 仮設ヤード使用期間() □ 仮設ヤードからの運搬距離(L = km) 使用条件・復旧方法() □ その他() □ その他() □ おしております □ 振動 □ 水質 □ 粉じん □ 排出ガス □ その他() □ 別途協議) □ 施工方法等(□ 指定工法名() □ その他() □ 別途協議) □ 施工時期 (□ 騒音測定 □ 振動測定 □ 水質調査 □ 近接家屋の事前・事後調査 □ 地盤沈下測定						
	□ 仮設ヤードの有無 □ その他 () □ 施工方法の制限あり	□ 完了見込み時期(□ 令和 年 月頃 □ 別途協議) □ 仮設ヤード(□ 官有地 □ 民有地 □ その他(□ 別途協議) □ 仮設ヤード使用期間(□ 仮設ヤードからの運搬距離(L = km) 使用条件・復旧方法(□ その他(□) □ その他(□ をの他(□ をの他(□ 別途協議) □ お腹項目 (□ 騒音 □ 振動 □ 水質 □ 粉じん □ 排出ガス □ その他(□ 別途協議) □ 施工方法等(□ 指定工法名(□) □ の他(□ 別途協議) □ 調査項目 (□ 騒音測定 □ 振動測定 □ 水質調査 □ 近接家屋の事前・事後調査 □ 地盤沈下測定 □ 地下水位等の測定 □ その他(□ 別途協議)						
	□ 仮設ヤードの有無 □ その他() □ 施工方法の制限あり □ 事業損失防止に関する調査あり	□ 完了見込み時期(□ 令和 年 月頃 □ 別途協議) □ 仮設ヤード(□ 官有地 □ 民有地 □ その他() □ 別途協議) □ 仮設ヤード使用期間() □ 仮設ヤードからの運搬距離(L= km) □ 使用条件・復旧方法() □ その他() □ その他() □ を加し() □ を加し() □ を加し() □ 別途協議) □ 制限項目(□ 騒音 □ 振動 □ 水質 □ 粉じん □ 排出ガス □ その他() □ 別途協議) □ 施工方法等(□ 指定工法名() □ その他() □ 別途協議) □ 施工時期(□ 振動測定 □ 水質調査 □ 近接家屋の事前・事後調査 □ 地盤沈下測定 □ 地下水位等の測定 □ その他() □ 別途協議) □ 調査方法(□ 別途資料 □ その他() □ 別途協議)						
	□ 仮設ヤードの有無 □ その他 () □ 施工方法の制限あり	□ 完了見込み時期(□ 令和 年 月頃 □ 別途協議) □ 仮設ヤード(□ 官有地 □ 民有地 □ その他() □ 別途協議) □ 仮設ヤード使用期間() □ 仮設ヤードからの運搬距離(L= km) □ 使用条件・復旧方法() □ その他() □ その他() □ を加し、						
	□ 仮設ヤードの有無 □ その他() □ 施工方法の制限あり □ 事業損失防止に関する調査あり	□ 完了見込み時期(□ 令和 年 月頃 □ 別途協議) □ 仮設ヤード(□ 官有地 □ 民有地 □ その他() □ 別途協議) □ 仮設ヤード使用期間() □ 仮設ヤードからの運搬距離(L= km) □ 使用条件・復旧方法() □ その他() □ その他() □ を加し() □ を加し() □ を加し() □ 別途協議) □ 制限項目(□ 騒音 □ 振動 □ 水質 □ 粉じん □ 排出ガス □ その他() □ 別途協議) □ 施工方法等(□ 指定工法名() □ その他() □ 別途協議) □ 施工時期(□ 振動測定 □ 水質調査 □ 近接家屋の事前・事後調査 □ 地盤沈下測定 □ 地下水位等の測定 □ その他() □ 別途協議) □ 調査方法(□ 別途資料 □ その他() □ 別途協議)						
	□ 仮設ヤードの有無 □ その他() □ 施工方法の制限あり □ 事業損失防止に関する調査あり	□ 完了見込み時期(□ 令和 年 月頃 □ 別途協議) □ 仮設ヤード(□ 官有地 □ 民有地 □ その他() □ 別途協議) □ 仮設ヤード使用期間() □ 仮設ヤードからの運搬距離(L= km) □ 使用条件・復旧方法() □ その他() □ その他() □ を加し、						
	□ 仮設ヤードの有無 □ その他() □ 施工方法の制限あり □ 事業損失防止に関する調査あり	□ 完了見込み時期(□ 令和 年 月頃 □ 別途協議) □ 仮設ヤード(□ 官有地 □ 民有地 □ その他(□ 別途協議) □ 仮設ヤード使用期間(□ 仮設ヤードからの運搬距離(L= km) □ 使用条件・復旧方法(□ その他(□ 別途協議) □ 徳工方法等(□ 指定工法名(□ 別心 □ 排出ガス □ その他(□ 別途協議) □ 施工方法等(□ 指定工法名(□ 別心 □ 表での他(□ 別途協議) □ 施工時期(□ 騒音測定 □ 振動測定 □ 水質調査 □ 近接家屋の事前・事後調査 □ 地盤沈下測定 □ 十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十						
	□ 仮設ヤードの有無 □ その他 () □ 施工方法の制限あり □ 事業損失防止に関する調査あり □ 漁業関係による調整	□ 完了見込み時期(□ 令和 年 月頃 □ 別途協議) □ 仮設ヤード(□ 官有地 □ 民有地 □ その他(□ 別途協議) □ 仮設ヤード使用期間(□ 仮設ヤードからの運搬距離(L = km) □ 使用条件・復旧方法(□ その他(□) □ 制限項目 □ 陽音 □ 振動 □ 水質 □ 粉じん □ 排出ガス □ その他(□) □ 別途協議) □ 施工方法等(□ 指定工法名(□) □ その他(□) □ 別途協議) □ 施工方法等(□ 指定工法名(□ との他(□) □ 別途協議) □ 施工時期(□ 順音測定 □ 振動測定 □ 水質調査 □ 近接家屋の事前・事後調査 □ 地盤沈下測定 □ 地下水位等の測定 □ その他(□) □ 別途協議) □ 調査方法(□ 別途資料 □ その他(□) □ 別途協議) □ 工事の施工に関して、施工期間(契約時から完成時まで)においては、理由のいかんにかかわらず、内水面漁業協同組合及び組合員等に対して金品の提供は行わないこと。 □ 内水面漁業協同組合への工事の施工方法や現場管理等の説明は、発注者が行います。なお、発注者のみで説明が困難な場合は発注者に同行すること。						

nn - 45 n	四 二 末 西	
明示項目	明 示 事 項	条件及び内容
安全対策関係	☑ 交通安全施設等の指定あり	□ 交通安全施設等の配置 (□ 別添図等 □ その他 () □ 別途協議) □ 交通誘導警備員の配置 (□ 別添図等 □ その他 () □ 別途協議) □ 指定路線 ☑ 指定路線以外 ② 通誘導警備員の配置人員数 ☑ 概算人数による算出 ① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。
		③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数が確認できる資料を提出すること。 □ 積上げによる算出 配置人員数 (人) (うち交通誘導警備員 A (人)) (注:配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員 A が配置できない場合は変更の対象とする。) □ 交通誘導警備員の配置時間 () □ 交通誘導警備員の配置期間 () □ 交通誘導警備員配置の対象工種 ()
	□ 近接施設等に対する制限	□ 既存施設あり ・近接公共施設 (□ 鉄道 □ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ その他 (□)) ・近接施設 (□ 摊壁 (□ が口ック塀 □ 家屋 □ その他 (□)) ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 □ 工法制限あり ・制限を受ける工種 (□) ・制限内容 (□)
	□ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	□ 安全防護施設等の配置 (□ 別添図等 □ その他 () □ 別途協議) □ 保安要員の配置 (□ 別添図等 □ その他 () □ 別途協議)
	☑ 現場での安全確保(自主施工の原則)	✓ 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。✓ 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
	☑ 事故速報の提出	☑ 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、事故の概要を所定の書面により速やかに報告すること。
	□ その他 ()	□ その他(
工事用道路関係	□ 一般道路(搬入路)の使用制限あり □ 仮設道路の設置条件あり	□ 経路及び使用期間の制限内容 (□ 別添図等 □ その他 (□)□ 別途協議) □ 使用中及び使用後の措置 (□ 別添図等 □ その他 (□)□ 別途協議) □ 用地及び構造 (□ 別添図等 □ その他 (□)□ 別途協議) □ 安全施設 (□ 別添図等 □ その他 (□)□ 別途協議)
	□ その他 ()	□ その他(

⁽注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明示項目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
仮設備関係	□ 仮設備の設置条件あり	□ 使用期間及び借地条件 (□ 別添図等 □ その他() □ 別途協議) □ 転用あり() □ 兼用あり() □ 未用あり()) □ その他())
	□水替工(締切排水工)	□ 施工条件の指定なし □ 施工条件の指定あり ① 水替工 (締切排水工) の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。
	□ 仮設物の構造及び施工方法の指定	□ 構造及び設計条件 (□ 別添図等 □ その他 () □ 別途協議) □ 施工方法 ()
	□ その他()	□ その他(
建設発生土 • 産業廃棄物関係	□ 建設発生土受入地の指定あり	□ 受入地の条件(□ 別途図面 □ 運搬距離 (L = km) □ 受入料金あり □ 受入料金なし □ 別途協議 □ その他 ()))
	□ 建設発生土受入地未定	□ 受入地未定につき別途協議する。(□ 暫定運搬距離 $L=$ km、 □ その他()))
	☑ 産業廃棄物の処理条件あり	□ 産業廃棄物の種類 (□ コン塊 □ アス塊 □ 木材 □ 汚泥 □ その他 ()) □ 産業廃棄物の処分地 (□ 再生処分場 () □ 最終処分場 () □ 別添図書 □ その他 () □ 別途協議) □ との他 () □ 別途協議) □ との他 () □ 別途協議) □ との他 () □ 別途協議) □ □ 別途協議) □ 別途) □ 別途協議) □ 別途協議) □ 別途協議) □ 別途) □ 別 □ 別途) □ 別途) □ □ 別途) □
		□ アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断に伴い回収する排水 (汚泥) の処理量について、積算計上数量は想定量であるため、工事実施においてマニフェスト等による実数量判明後、変更協議の対象とする。また、回収水 (汚泥) の処理において、成分や性状等の試験が必要である場合は変更協議の対象とする。
	 □ その他()	□ 舗装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。 □ その他()

⁽注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明示項目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容			
工事支障物件関係	□ 工事支障物件あり	□ 支障物件名 (□ 鉄道 □ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ 有線 □ その他 () □ 移設時期 (□ 令和 年 月 頃 □ 別途協議) □ 防護 ()			
	□その他	□ その他()			
薬液注入関係	■薬液注入工法等の指定あり	□ 設計条件 () 工法区分 () 材料種類 () 施工範囲 () □ 削孔数量 () 注入量 () その他 ()			
	□ 提出書類あり □ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 □ その他 ()	□ 工法関係 () 材料関係 (□ その他 ()			
再生材使用関係	□ 再生材使用の指定あり	□ 再生材の種類(□ 再生Asコン □ 再生路盤材 □ 再生クラッシャーラン □ 道路用盛土材 □ 再生コン砂)			
	□ 六価クロム溶出試験あり(環境告示第46号溶出試験)	□ 再生材が使用出来ない場合の措置(□ 新材に変更 □ その他() □ 別途協議) □ 再生コンクリート砂(1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。)			
	□ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく	□ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議するこ			
	認定製品の使用について	と。 (認定製品の品名: □ 盛土材 □ 埋戻し材 □ サンドクッション材 □ 上層路盤材 □ コンクリート二次製品 □ グレーチング □ その他 ())			
		□ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 (認定製品の品名: 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板)			
		□ アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断に伴い回収する排水 (汚泥) の処理量について、積算計上数量は想定量であるため、工事実施においてマニフェスト等による実数量判明後、変更協議の対象とする。また、回収水 (汚泥) の処理において、成分や性状等の試験が必要である場合は変更協議の対象とする。			
	□ その他 ()	□ その他(
その他	□ 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり □ 現場発生品あり	□ 保管場所 () 期間 () その他 () () () () () () () () () (
	□ 支給品あり	□ 品名 () 数量 () 保管場所 () その他 () □ 品名 () 数量 () 引渡場所 () 時期 (合和 年 月 日) その他 ()			
	 □ 盛土材等工事間流用あり				
		数量 (
	□ その他(PR看板について)	□ その他(国土強靭化PR看板及び流域治水プロジェクトPR看板について、監督員と協議のうえ現場に設置すること。 なお、費用については設計変更協議の対象とする。)			
適用条件	☑ 適用条件	☑ 三重県公共工事共通仕様書(令和6年7月版)を適用(部分改定を行った内容も含む(最新改定:令和7年7月1日)) □ 「土木構造物設計マニュアル(案) 編』を適用			
		□ 契約後のVE提案に関する特記仕様書 令和 年 月 日を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)			
		□ 「工事監理連絡会」対象工事に係る特記仕様書 令和2年8月1日を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ※設計図書の照査完了後、実施について監督員と協議すること。			
		□ 支援技術者 1. 本工事は現場における現場技術業務を [(公財) 三重県建設技術センター] に委託しているので、その支援技術者が監督員			
		に代わって施工体制点検、現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならない。また、青類(施工体制台帳 、計画書、報告書、データ、図面等)の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。ただし、支援技術者は			
		、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないものである。 2. 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があったものとみなす。 3. 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。			
		4. 本工事を担当する支援技術者については、監督員からその氏名を通知する。			

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明示項目 明示事項	条 件 及 び 内 容
明 示 項 目 明 示 事 項 適用条件	図情報共有 (□電子メール (①を適用) □ A S P (②を適用) 図電子メール又は受注者希望によりA S P (①または②を適用) ①電子メールを活用した情報共有における実施要領 令和6年11月 (三重県PF 「三重県の公共事業情報」を参照) ②情報共有システム免募施に関する特記仕様書 令和7年4月 (三重県PF 「三重県の公共事業情報」を参照) ②情報共有システムシ海に関する特記仕様書 令和7年4月 (三重県PF 「三重県の公共事業情報」を参照) ジップトラック等による過程厳報といに係る特記仕様書 令和3年7月を適用 (三重県PF 「三重県の公共事業情報」を参照) ジップトラック等による過程厳報の防止に関する特記仕様書を適用 (三重県PF 「三重県の公共事業情報」を参照) 「亀山市月 2回上日完全週休 2日制工事・発注者指定型)」に係る試行要領 令和7年7月を適用 (色山市PF 「製約・工事の条項等に関するお知らせ」を参照) 「亀山市月 2回上日完全週休 2日刺工事・発注者指定型)」に係る試行要領 令和7年7月を適用 (三重県PF 「三重県の公共事業情報」を参照) 「機業農村整備工事 (発注者指定型)」に係る試行要領 令和7年7月を適用 (三重県PF 「三重県の公共事業情報」を参照) に係る試行要領 令和7年7月を適用 (三重県PF 「三重県の公共事業情報」を参照) に係る素情報」を参照) に係る試行要領 令和7年7月を適用 (三重県PF 「三重県の公共事業情報」を参照) に係る素情報」を参照) に係る素情報」を参照) に係る素情報」を参照) に係る試行要領 令和7年7月を適用 (三重県PF 「三重県の公共事業情報」を参照) に係る素情報」を参照) に係る試行要領 令和7年7月を適用 (三重県PF 「三重県の公共事業情報」を参照) に係る試行要領 令和7年7月を適用 (三重県PF 「三重県の公共事業情報」を参照) に係る試行要は 令和7年7月を適用 (三重県PF 「三重県の公共事業情報」を参照) に係る試行を 令和7年7月を適用 (三重県PF 「三重県の公共事業情報」を参照) に係る試行を 令和7年7月を適用 (三重県PF 「三重県PF 「三重県の公共事業情報」を参照) に係る試行を 令和7年7月を適用 (三重県PF 「三重県PF 「三世界 「● 「単 「● 「● 「● 「● 「● 「● 「● 「● 「● 「● 「● 「● 「●
	□ 「熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書 [令和5年5月改定版]」を適用 (三重県旧「三重県の公共事業情報」を参照) 「森林整備保全事業等における熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書 [令和5年5月改定版]」を適用 (三重県旧「三重県の公共事業情報」を参照) 「熱中症対策に資する現場管理費率の補正に関する特記仕様書 [令和5年5月改定版]」を適用 ※「水道施設整備費に係る歩揚表」の間接工事費の工種区分を適用する工事 (三重県旧「三重県の公共事業情報」を参照) 「概算数量発注方式(詳細設計未実施の場合)特記仕様書」を適用(三重県旧「三重県の公共事業情報」を参照) ・工事資料 () ・工事資料 () ・工事資料 () 「「I C T 活用工事 (土工)特記仕様書【発注者指定型】」令和7年7月を適用(三重県旧「三重県の公共事業情報」を参照) ・I C T 活用工事 (土工)特記仕様書【発注者指定型】」令和7年7月を適用(三重県旧「三重県の公共事業情報」を参照) 「I C T 活用工事 (土工)特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用(三重県旧「三重県の公共事業情報」を参照) 「「I C T 活用工事 (作業土工 (床掘工) 特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用(三重県旧「三重県の公共事業情報」を参照) 「「I C T 活用工事 (推進工)特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用(三重県旧「三重県の公共事業情報」を参照) 「「I C T 活用工事 (推進工)特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用(三重県旧「三重県の公共事業情報」を参照) 「「I C T 活用工事 (推進工)特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用(三重県旧「三重県の公共事業情報」を参照) 「「I C T 活用工事 (基礎工)特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用(三重県旧「三重県の公共事業情報」を参照) 「「I C T 活用工事 (基礎工)特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用(三重県旧「三重県の公共事業情報」を参照) 「「I C T 活用工事 (基礎工)特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用(三重県旧「三重県の公共事業情報」を参照) 「「I C T 活用工事 (部機改良工)特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用(三重県旧「三重県の公共事業情報」を参照) 「「I C T 活用工事 (部機改良工)特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用(三重県旧「三重県の公共事業情報」を参照)

⁽注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明示項目		明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
適用条件		適用条件	□ 「I C T 活用工事 (舗装工 (修繕工))特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用 (三重県IP 「三重県の公共事業情報」を参照) 「I C T 活用工事 (構造物工 (橋梁上部))特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用 (三重県IP 「三重県の公共事業情報」を参照) □ 「I C T 活用工事 (構造物工 (橋脚・橋台))特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用 (三重県IP 「三重県の公共事業情報」を参照) □ 「I C T 活用工事 (表達力) 特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用 (三重県IP 「三重県の公共事業情報」を参照) □ 「I C T 活用工事 (表達工 (港湾))特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用 (三重県IP 「三重県の公共事業情報」を参照) □ 「I C T 活用工事 (基礎工 (港湾))特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用 (三重県IP 「三重県の公共事業情報」を参照) □ 「I C T 活用工事 (基礎工 (港湾))特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用 (三重県IP 「三重県の公共事業情報」を参照) □ 「I C T 活用工事 (海上地盤改良工 (床掘工・置換工))特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用 (三重県IP 「三重県の公共事業情報」を参照) □ 「建設現場における遠隔臨場の試行に関する特記仕様書」令和4年7月 (三重県日 「三重県の公共事業情報」を参照) □ 「建設キャリアアップシステム活用モデル工事 追加特記仕様書」を適用 (三重県IP 「三重県の公共事業情報」を参照) □ 「連加特記仕様書 (基礎工 (既製杭工))」を適用 (三重県IP 「三重県の公共事業情報」を参照) □ 「現場環境改善に関する特記仕様書【発注者指定型】」令和7年7月を適用 (三重県IP 「三重県の公共事業情報」を参照) □ 「現場環境改善に関する特記仕様書【魔業農村整備工事】【発注者指定型】」令和7年7月を適用 (三重県IP 「三重県の公共事業情報」を参照) □ 「現場環境改善に関する特記仕様書 (農業農村整備工事)【発注者指定型】」令和7年7月を適用 (三重県IP 「三重県の公共事業情報」を参照) □ 「現場環境改善に関する特記仕様書(農業農村整備工事)【施工者希望型】」令和7年7月を適用 (三重県IP 「三重県の公共事業情報」を参照) □ 「現場環境改善に関する特記仕様書(農業農村整備工事)【施工者希望型】」令和7年7月を適用 (三重県IP 「三重県の公共事業情報」を参照) □ 「現場環境改善に関する特記仕様書(農業農村整備工事)【施工者希望型】」令和7年7月を適用 (三重県IP 「三重県の公共事業情報」を参照)
監督の区分 共通仕様書 第3編3-1-1-4 第6項、第10項 に規定する 表3-1-1(1)、 表3-1-1(2)		一般監督 (ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となった 場合は、全ての工種を重点監督とする。) 重点監督	重点監督の場合 【注:全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 □ 全ての工種に適用する。 □ 対象工種 () ※これ以外は、一般監督とする。
入札・契約方式		入札時VE方式 契約後VE方式 設計・施工一括発注方式 プロポーザル方式 総合評価方式	□ 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。 □ 契約後にVE提案を受け付ける。 □ 細部設計の承認を受けなければならない。 □ 本件工事で技術提案等の不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件(以下「発注工事」という。)で、貴社の評価点において発注工事の加算点(満点)の1割を減点します。
電子納品		工事完成図書 (工事写真のみ) 電子納品対象外	 ✓ 工事完成写真は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。電子媒体の提出部数は、(□ 2部□ ()部)とする。 □ 三重県CALS電子納品運用マニュアル(令和 7年 7月改訂)を適用
地質調査の 電子成果品等		地盤情報データベースの登録の必要あり	□ 検定及び登録機関 (一般財団法人国土地盤情報センター (https://ngic.or.jp/)) □ 検定料金の計上 (□ A検定 □ B検定) (注:受注後、これにより難い場合は設計変更の対象とする。)
産業廃棄物税		産業廃棄物税	□ 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
コリンズ 作成・登録	Ø	コリンズ (CORINS) の作成・登録	☑ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ (CORINS) の作成・登録を行うこと。
		建設副産物情報交換システム 建設発生土情報交換システム	✓ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。□ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。

⁽注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明示項目		明示事項	条 件 及 び 内 容					
下請関係 下請企業 次数制限	Ø	下請企業の次数制限	✓ 本工事における下請の次数は、2次(建築一式工事は3次)までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。					
県内企業 使用 管内企業 優先使用		県内企業の使用、管内又は隣接管内企業の優先使用	本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方(2次以下の請負人を含む)を三重県内に本店(建設業法において規定する主たる営業所を含む)を有する者の中から選定するよう努めること。また、本建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内に本店(建設業法において規定する主たる営業所を含む)を有する者を優先して選定するよう努めること。なお、県外企業を下請けに選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。					
県内産製品 優 先 使 用		建設資材の県内産製品優先使用	□ 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。 □ 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。					
県産木材の利用推進		県産木材の利用を指定する工種あり	□ 次の工種においては、県産木材を利用する。ただし、県産木材が利用できない場合は、監督員と別途協議すること。 (工種: □ 工事案内看板 (標示板) □ 仮設防護柵工 □ 公園施設工 (□ 木製デリネーター □ 木製ガードレール □ 大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大					
不当介入を 受けた場合の 措置	Ø	不当介入を受けた場合の措置	 ▼ 暴力団員等による不当介入(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号)を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号)による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。 					
不当要求等を 受けた場合の 措置	Ø	不当要求等を受けた場合の措置	☑ 亀山市は「建設工事等の受注者への不当要求等防止対策要綱」及び「三重県建設工事等不当要求等防止協議会規約」(三重県田「三重県の公共事業情報」を参照)に基づき、建設工事等の受注者への不当要求等防止に取り組んでいます。受注者又は下請負人等が不当要求等を受けた場合は、受注者から「亀山市」(不当要求等防止責任者)に報告様式(三重県田「三重県の公共事業情報」を参照)により、その事実を報告すること。また、受注者又は下請負人等に対する不当要求等の疑いがある行為について相談したい場合は、「亀山市」(不当要求等防止責任者)に躊躇なく相談すること。					
		工事実態調査	□ 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事実態調査の指示があった場合又は、同実施要領で 定める重点調査を経て契約した場合は、工事実態調査に協力すること。					
社会保険等未加入 対策	Ø	社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)	☑ 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。 また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。					

⁽注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明示項目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
監理技術者等の兼 務	□ 監理技術者等の兼務	□ 建設業法第26条第3項第1号(専任特例1号)、建設業法第26条第3項第2号(専任特例2号)及び建設業法第26条の5(専任特例営業所技術者)の規定の適用を受ける監理技術者等の配置を行う場合は、三重県公共工事共通仕様書に記載の要件を全て満たすこと。
時間外労働の上限 規制の適用	□時間外労働の上限規制の適用	□ 本工事は、労働基準法第139 条第1項「災害時における復旧及び復興の事業」に該当する工事である。
不可抗力による 損害	□ 災害応急対策又は災害復旧に関する工事 (建設工事請負契約書の条項第30条第4項ただし書)	□ 本工事は、建設工事請負契約書の条項第30条第4項の「特記仕様書で定める災害応急対策又は災害復旧に関する工事」の対象工事である。 □ 本工事は、建設工事請負契約書の条項第30条第4項の「特記仕様書で定める災害応急対策又は災害復旧に関する工事」の対象工事である。

⁽注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

工事特記仕様書

- ・ 本工事は受注者の希望により、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム (ASP)の活用対象工事である。
 - 1. 活用にあたっては「土木工事の情報共有システム活用がイドライン」(最新版)に基づき実施すること。なお、がイドラインの最新版については、監督員と協議するものとする。
 - 2. 受注者は、本工事で使用する ASP の選定にあたっては、選定前までに監督員の承諾を得なければならない。 使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 令和4年3月版(Rev5.4)(国土技術政策総合研究所)
 - 3. 監督員及び受注者が使用する ASP のサービス提供者(以下「サービス提供者」という。)との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザー ID 数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督員と協議するものとする。
 - 4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①ASP に関する障害を適正に処理、解決できる体制。
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う事項
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上 ASP の利用を停止することができる事項
 - ④サポート体制・操作説明会の開催等に関する事項

- 5. 受注者は、監督員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合は、これに協力しなければならない。
- 6. ASP を利用する監督員等及び受注者の費用は、共通仮設費の率分に含まれる。利用料金は情報共有システムへの登録料及び使用料である。
- 7. ASP の決裁承認後、対象資料を印刷して監督員へ提出すること。

(K/./.1

1 月2回土日完全週休2日制の定義

- 期間、後片付け期間、 工場製作のみの期間、 ず休工又は現場作業を余儀な 土石流、 象期間 工事開始日から工事完 工事事故等に 夏季休暇 に対する突発的な対応期間その他受注者の責に \wedge (3日間) される期間を除 よる不稼働期間、 成報告書の提出日 、年末年始休暇 *^* 天災 までの期 をいら (票標) (6月間) 噩 (準備 Œ ٦
- $\widehat{2}$ 現場事務所が閉所された状態をいう。 現場閉所 \cap NH を発 淡回パトロール、 、現場事務所での事務作業を含 保守点検等、現場管理 £ 1 1 1 を通し 上必要な作業を 、て現場 ス に は
- $\widehat{\omega}$ を対象期間日数で除した (荒天 8 ∤ (解焉、 各月の現場閉所日数(曜日 降 雪等)に 日数の割合が2 より休工した (1) $_{\cdot}^{\infty}$ Ш を含む。) かかわら 5%であ વૃ の累計をい "現場 \mathcal{O} 1 て多い R 照那 Vγ Ш
- 9 土曜日に限る。) (L 指定土日 ب ا ا ا 発注者 あらかじ との協議によ やいう。 その月の「第1週及び第3 め受注者が指定した月2回の連続した週休日 ただし、 緊急対応など、やむを得ない理由があ り週休日を別の日に振 週」、「第2 り替え 週及び第 \mathcal{O} 1 (日曜 74 7 Ji 4週 S Ø NH. $rac{1}{2}$ Ш 及 \mathcal{N} 2 CF.
- <u>б</u> 現場閉所と 対象期間に 旦 2 回土 おいて、指定土 する工事をいう 日完全週休2 日制工事 日を現場閉所とし、 (以下「週休2日制工事」と かり、 4 嵐 8年以上や
- 6 の月におけ 所の達成状況が4週8休以上である 田 その月 単位の週休2 遥 の日曜日及び土曜日の合計日 る日曜日及び土曜日の現場閉所でも4週8休に満たない月 8 休以上 日制工事 を達成している 対象期間内の全 Œ \wedge 502 数以上の現場閉所を行 やいう。 いみなす。 4 . 9 月 この場合に (1) \mathcal{C} 17 54 5t 5 7 \mathcal{O} ることの 現場
- $\widehat{}$ 現場閉所の達成状況が第 通期の週休2 日制工事 ω 前号に掲げる 号に規定する割合以上 ものを除き である 対象期間に \mathcal{W} 1 をいら \mathcal{N}_{9}
- 週を記載した を作成 工事着手前に、 「月2回土日完全週休2日の指定について」 発注者に提出する 耳 2回の日曜日及び土曜日を現場閉所と \cap \mathcal{C} 「週休2 田世
- ω 場閉所の実績を追 請負者は対象期間中、 記し、 毎月、上記で作成した週休2 発注者に提出す $\overset{\circ}{\sim}$ Ш 制工事確認表に

- 請負者は :確認表 や掘出 契約当初に工期延長が必要 配 \mathcal{C} 協議 9 Vγ $rac{1}{2}$ なる場合は、 Hr Н 事請負契約条項第 徭 2項の週休2 Ш
- \aleph \aleph 条の規定に ٦ Ø 工期の延 長変更を請求する 1 とができ ° ~
- Ω 4 請負者は下 り必要な事項について協力する 請業者に対し 田 2回土日完全週休2日制工事の取組みに 1 °. H
- 9 補正係 費率、 を乗じて得た額を計上する 過休 現場管 数 2 日制工事に関する経費 $\widehat{||}$ **,**理費率、 重県が定める週休2 市場単価及び標準単価に限る。)は、 ものとする。 (労務費、 日制試行要領に規定する補正係 機械経費 (機械賃料)、 当初積算時に、 数をいう。) 共通仮設
- かった工事は、 であり B 事に係る補正係数を乗 工事の精算に当たり、 経 、通期の週休2日制工事を達成したものは、 費との差額分を減額変更 当該計上した経費における補正分を じた経費と通期の週休2日制工事に 月単位の週休2日制工事を達成で し、通期の週休2 減額変更す Ш 月単位の週休2 制工事 廃 NH. る補正 なかっ や達 \mathcal{N} 圾 9 5 日制工 庥 S 数を NH 4

く多数シン

(補正係数)

(1) 月単位の週休2日 (4週8休以上)

· 労務費 : 1.02

共通仮設費率: 1.01

現場管理費率: 1.02

(2) 通期の週休2日(4週8休以上)

補正なし

- ∞ 欄に「週休 定 のいずれ Н 日の現場閉所又は月単位の週休2日制工事若し や演点 指定土 事のいずれもが達成できた も又はいずれかが達成できなかった 日の現場閉所及び月単位の週休2 2日制工事の実施」と記載し ときは、別に定める工事成績採点表の所定の て工事成績評定を加点する。 日制工事又は通期の週休2 \bigcap 14 くは通期の週休2 であって 4 工事成績評 日制工事 指定土 Ш 贵
- 9 | | |重県建設業労働時間削減推進協議会」 を工事現場の公衆の見やすいと 1 ろに掲示す が配付する N بر در 「週午二 努 B Ø Ш 些 (1 \cap 取

(建設リサイクル法に関する条件明示等)

104 号)以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体 等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ((平成 12 年法律第

しない。 注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象と 定める事項は、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発 の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下

は、監督員と協議するものとする。 ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合

積算条件

① 分別解体等の方法

※「分別解体の方法」の欄については、 該当がない場合は記載の必要はない。

法	方	解体	立及び	来内容	の作業	V- (1	工類
()	明のその	⑤本体付属品	④本体構造	③基礎	2±I	①仮設	工程
□有 ■無	幸工の砂のそ	本体付属品の工事 □有 ■無	本体構造の工事	基礎工事 □有 ■無	土工事 口有 ■無	仮設工事 □有 ■無	作業内容
□手作業・機械作業の併用	□手作業	□手作業□手作業・機械作業の併用	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	□手作業□手作業・機械作業の併用	□手作業□手作業・機械作業の併用	□手作業□手作業・機械作業の併用	分別解体等の方法(※)

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

自由な競争を阻害する恐れがあるため、明示はしないものとする。 再資源化施設名を明示することは、再資源化施設を指定するものと解釈され、

なお、積算上は「運搬費+受入料金」の合計額の最も安価となる再資源化施設

- $\ddot{5}$ 少なくとも以下の事項について説明する。 元請業者から発注者への書面による事前説明 (建設リサイクル法12条関係)
- 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- 工事着手の時期及び工程の概要
- 分別解体等の計画
- 見込み 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の

表3 約締結前に契約担当者又は工事担当課長等に説明するものとする。 のうち、当該工事に該当する別表及び工程表を工事を請け負おうとする者が作成し、契 に係る解体工事)、 以上の説明については、建設リサイクル法省令で定めた様式第1号の別表1 (建築物 -1, 3-2別表2(建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様換))、別 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

- $\dot{\omega}$ 契約締結時に発注者と請負者の間で確認した次の事項を請負者が記入するものと 工事請負契約書「7.解体工事に要する費用等」に記入する内容について
- (1) 解体工事に要する費用
- (2) 再資源化等に要する費用
- (3) 分別解体の方法
- (4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地